

五泉市地域公共交通活性化協議会

調査事業に係る事後評価票

I. 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行った。計画事業の実施に向け、3月に開催する第3回法定協議会において地域関係者の実質的な合意形成を図る予定である。

【二次評価】

自己評価のとおり。

II. 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

H20公共交通活性化総合プログラムで実施した①地域特性調査(地理的環境、人口減少・高齢化・人口分布、道路環境、都市構造の変化、産業と市民の暮らし、観光資源)、②既存交通実態調査・利用状況調査(バス等公共交通の状況、路線バスの運行・利用状況、周辺自治体が運行するバス等の状況、鉄道の運行・利用状況)、③地域施設の利用状況調査(主要施設の利用状況、交通環境)、④交通利用ニーズ調査(住民アンケート調査、施設利用者ヒアリング調査、事業者ヒアリング調査)のデータをベースに、⑤新しい公共交通体系案に対する住民ニーズ把握調査、⑥先進地視察調査、⑦市内路線バスの乗降調査を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。(別添の「五泉市における地域公共交通体系整備とコミュニティバス導入プロジェクトに関する調査業務報告書」、「五泉市地域公共交通総合連携計画(案)」、「各種調査結果報告資料1-1~3」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

少子化による学校の統廃合、高齢化による高齢者のみ世帯の増加という状況を踏まえつつ、福祉バスやスクールバスも含め、公共交通の問題点・課題を整理している。(別添の「五泉市における地域公共交通体系整備とコミュニティバス導入プロジェクトに関する調査業務報告書」、「五泉市地域公共交通総合連携計画(案)」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

平成20年に策定された公共交通活性化総合プログラムにおける地域特性調査等の結果を踏まえ、目標を設定した。また、第1次五泉市総合計画「公共交通満足度調査」や民営バス及び福祉バスの実績値等より、利用者数、利用者満足度、収支率、経常損失額の現況値を把握した上で、今後3年にわたっての毎年の目標値として設定している。これらの目標値は、乗降調査や利用者アンケート調査等を実施することにより容易に把握することができる上、計画の達成状況を的確に検証することができる。(別添の「五泉市における地域公共交通体系整備とコミュニティバス導入プロジェクトに関する調査業務報告書」、「五泉市地域公共交通総合連携計画(案)」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。今後、目標(目標値等)の達成度合に応じて、適宜目標の見直しを行うことを期待します。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

市内のみを運行しているバス路線(4路線)へ5週間にわたり全ての便に市職員が乗り込み、バス停ごとの乗降者数・利用目的・利用頻度などの住民ニーズをヒアリング調査したほか、新しい公共交通体系案に対する住民ニーズ把握調査を実施した。また、平成20年に策定された公共交通活性化総合プログラムにおける交通利用ニーズ調査、平成19年に策定された第1次五泉市総合計画、平成21年に策定された五泉市都市計画マスターplanの内容も踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。(別添の「各種調査結果報告資料1-1、3」「五泉市における地域公共交通体系整備とコミュニティバス導入プロジェクトに関する調査業務報告書」、「第1次五泉市総合計画」、「五泉市都市計画マスターplan」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。

また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

五泉市は、①郊外を中心に公共交通空白地域が広がっていること、②地域によって路線バス、福祉バスなどサービスの異なる公共交通が運行されていること、③公共交通の便数が少なく利便性が悪いこと、④市町合併したもの的一体感のある路線が組まれていないこと、などの理由で公共交通に関する市民の満足度は低い。これらの課題を解決し、公共交通利用者の満足度を向上させ、かつ今後も持続可能な交通体系とするため、A、郊外を補完するデマンド乗合タクシー導入事業、B、五泉・村松の市街地を結ぶ基幹バス運行事業、C、公共交通の利用を促進するための事業を事業案として選定した。(別添の「五泉市地域公共交通総合連携計画(案)」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり

III 自立性・持続性

1 事業の実施に向けての準備

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

新たな公共交通(基幹バス、デマンド乗合タクシー)の満足度、利用者数、収支率、及び生活路線バスも含めた経常損失額について地域公共交通に関する目標を定めているが、これらの目標を達成するため、五泉・村松の市街地間を結ぶ基幹バス運行事業、デマンド乗合タクシー導入事業、公共交通利用促進事業を取組事業として選定している。

これらの取組事業についての具体的な内容やスケジュールは、第2回法定協議会において協議したが、3月に開催する第3回法定協議会において最終決定される予定である。(別添の「五泉市地域公共交通総合連携計画(案)」、「第2回法定協議会の議事録」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。今後もスケジュールどおり事業実施に向け取組みを継続して下さい。

② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。

基幹バス運行事業及びデマンド乗合タクシー導入事業の双方について、実施時に乗降調査及びアンケート調査を行うことで事業による効果・影響を把握するとの関係者合意が法定協議会において形成される予定である。

また、基幹バス運行事業及びデマンド乗合タクシー導入事業に係る具体的な達成目標(評価基準)は、1日あたりにおける利用者数や利用者満足度などを定める予定であり、この具体的な達成目標と実態調査により把握される利用者数を比較することで事業の評価を行うことを考えている。(別添の「五泉市地域公共交通総合連携計画(案)」、「第2回法定協議会の議事録」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。今後、検討された方法に基づき評価を実施することを期待します。

③ 事業の実施主体が検討されたか。

基幹バスの実証運行の実施主体については、市内における各バス事業者から意見等を聴取しているが、具体的な決定にはいたっていない。市内のバス事業者が実施主体となる予定で協議中である。

デマンド乗合タクシーの実証運行の実施主体については、市内における各タクシー事業者から意見等を聴取しているが、具体的な決定にはいたっていない。市内のタクシー事業者で構成される五泉市ハイタク協議会が実施主体となる予定で協議中である。(別添の「五泉市地域公共交通総合連携計画(案)」、「第2回法定協議会の議事録」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。

2 事業の実施環境

① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。

平成22年度において基幹バスの実証運行、デマンド乗合タクシーの実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、五泉市からの財政支出によるということで関係者の合意形成をする予定である。

また、五泉市の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらう予定である。

【二次評価】

自己評価のとおり。なお、国庫補助終了後も持続可能な公共交通とするため、将来の地域負担のあり方(負担の主体は、自治体、交通事業者、地域住民、沿線企業等が考えられる)について早い段階で御検討頂くことを期待します。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。

現時点ではそういう動きはないが、2月14日(日)、21日(日)、市内6会場で公共交通再編に向けた住民意見交換会を開催する際に利用者や財政の現状を説明し、住民等からの自主的な利用促進、協賛金拠出への協力等を図りたいと考えている。

また、沿線企業に対するアンケート調査を実施予定である。

【二次評価】

自己評価のとおり。今後、地域関係者による自主的な利用促進の取組みや、さまざまな財政支援の取組みが行われるよう働きかけて頂くことにより、事業実施環境を整えて頂くことを期待します。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

法定協議会の規約は、平成20年度の法定協議会設立時に決定、施行されている。その中で法定協議会の協議事項は、計画の作成及び計画の変更に関する事項、計画の実施に関する事項、法定協議会の運営に関する事項、その他法定協議会が必要と認めることと規定されている。また、計画の実施等にあたっては分科会を設置することができ、審議体制は整備されている。(別添の「五泉市地域公共交通活性化協議会規約」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)。

法定協議会の構成員には、地域公共交通利用者の代表として五泉市老人クラブ連合会副会長や五泉市小中学校PTA連絡協議会副会長が含まれている。

また、調査事業の進め方を法定協議会で審議した上で、公共交通に対する住民アンケート調査、公共交通再編に向けた住民意見交換会(2月に市内6会場で開催予定)、計画案についてのパブリックコメント(2月に実施予定)を実施し、それらの意見を計画案に反映させて3月に開催する第3回法定協議会において協議する予定であり、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。(別添の「五泉市地域公共交通活性化協議会規約」、「第1・2回法定協議会の議事録」を参照)

【二次評価】

自己評価のとおり。今後も地域住民の意見が反映されるよう期待します。

2 協議会における審議

- ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

平成20年度に開催された法定協議会において、法定協議会の協議事項も含む規約関係を決定した。平成21年度の第1回法定協議会においては、これまでの経緯、地域公共交通総合連携計画の概要、ニーズ把握調査、先進地視察について実施方法等を審議された。第2回法定協議会においては、各種調査結果の報告、地域公共交通総合連携計画(案)、調査事業に係る事後評価案が報告・審議されており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。なお、3月に第3回法定協議会を開催し、連携計画の最終合意を図る予定である。

【二次評価】

自己評価のとおり。今後も適時・適切な協議会の開催を期待します。

- ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の規約において、会議は公開で行うとともに、法定協議会に関する情報は五泉市のホームページ等を利用して公表することが規定されている。当該規約に則って、法定協議会の規約や議事は五泉市のホームページに開示されている。

【二次評価】

自己評価のとおり。今後も継続して議事内容等の公表及び更新を期待します。

3 地域関係者の実質的な合意形成

- ① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

第1・2回法定協議会において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議され、計画事業の実施主体については法定協議会の構成員とする、計画事業の実施に必要な費用は国費のほか五泉市からの財政支出による、実証運行の実施においては実態調査を行う等について、概ね関係者の合意形成が行われたが、最終的には3月に開催する第3回法定協議会において合意する予定である。

一方、総合事業の実施については、2月に「公共交通再編に向けた住民意見交換会」やパブリックコメントを実施し法定協議会の構成員以外の者からの意見を求める予定である。

なお、個別の課題については、法定協議会の場以外にも地域関係者と密に協議を行うことで合意形成を図っている。

【二次評価】

自己評価のとおり。なお、今後、幅広い地域関係者との実質的な合意形成が図られるよう期待します。